

建築関係規制・基準 チェックの手引

編集 建築規制基準研究会

【代表】町田 修二

(前公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター理事長)

キーワードから探せる
建築法規の新しい確認ツール！

- ★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。



チェックリスト



留意点解説



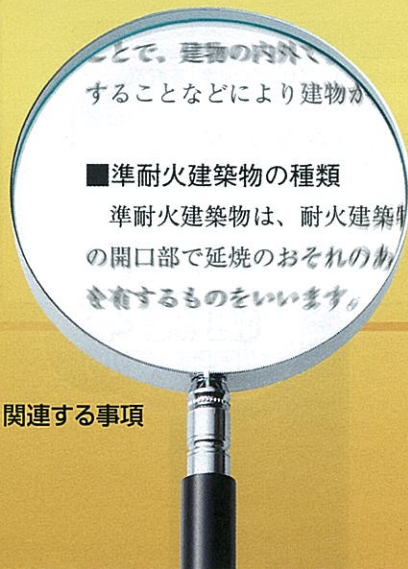
◆わかりやすいチェックリスト！

規制・基準などをチェックリストにまとめましたので、確認すべき事項がひと目でわかります。また、実務上の留意点を解説した「memo.」や理解を助ける図も掲載しています。

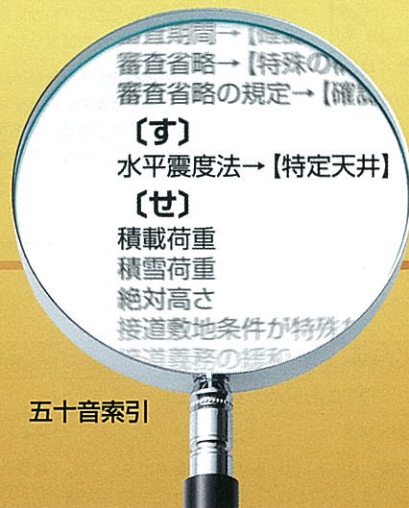
◆すばやく探せる！

その① 辞書を引くように検索できる
建築物の設計・確認申請業務を行う際に押さえておくべきキーワードを五十音順に配列してあります。

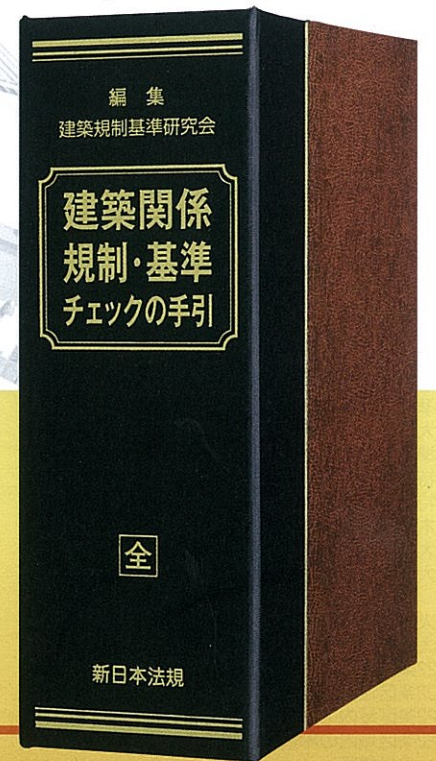
その② 索引で検索を強力サポート
知りたい項目を簡便に探せるよう、【法令別キーワード一覧】【五十音索引】を掲載し、検索機能を充実させています。



関連する事項



五十音索引



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,200頁
定価11,000円(本体10,000円)送料730円

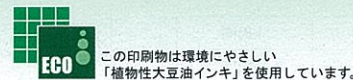
■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

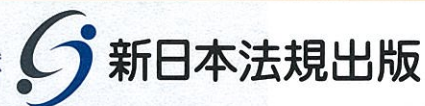
新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.5) 635-1⑥



総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



法令別キーワード一覧を手がかりに検索する。

- 巻頭にある「法令別キーワード一覧」の一部より
- 一 建築基準法関係一 (抜粋)
- 【耐火・防火規定】
- 耐火構造
 - 耐火性能の技術的基準 (非損傷性)
 - 耐火性能の技術的基準 (遮熱性)
 - 耐火性能の技術的基準 (遮炎性)
 - 耐火構造の構造方法
- 準耐火構造
 - 準耐火性能の技術的基準 (非損傷性)
 - 準耐火性能の技術的基準 (遮熱性)
 - 準耐火性能の技術的基準 (遮炎性)
 - 準耐火構造の構造方法
 - 1時間準耐火基準
- 防火構造
 - 防火性能の技術的基準 (非損傷性)
 - 防火性能の技術的基準 (遮熱性)
 - 防火構造の構造方法
- 防火材料
 - 不燃材料
 - 準不燃材料
 - 難燃材料
- 耐火建築物
 - 耐火建築物の基準
 - 耐火建築物等とすべき特殊建築物
 - 特定避難時間倒壊等防止建築物及び耐火構造建築物
 - 特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部の性能
 - 耐火構造建築物の主要構造部の構造方法
 - 建築基準法27条1項に規定する特殊建築物の外壁の開口部
 - 大規模な木造建築物の主要構造部
- 準耐火建築物
 - 準耐火建築物の種類
 - 準耐火建築物の基準① (イ準耐1)
 - 準耐火建築物の基準② (イ準耐2)
 - 準耐火建築物の基準③ (ロ準耐1)
 - 準耐火建築物の基準④ (ロ準耐2)
 - 大規模木造建築物の構造 (耐火構造等以外)
 - 準耐火建築物とすべき特殊建築物
 - 特定避難時間倒壊等防止建築物
 - 特定避難時間
- 木造建築物等
 - 大規模木造建築物の構造
 - 大規模木造建築物で延べ面積3,000㎡を超える建築物
 - 火災継続予測時間
 - 大規模木造建築物の敷地内通路
- 22条区域
 - 22条区域内の建築物の屋根
 - 22条区域内の木造建築物等の外壁
 - 22条区域内の木造建築物等である特殊建築物の外壁等
 - 22条区域内外にわたる建築物の防火制限
- 防火壁
 - 防火壁の設置
 - 防火壁の設置を要しない建築物
 - 防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準
 - 既存不適格建築に対する緩和
- 内装制限
 - 内装制限を受ける特殊建築物等
 - 内装制限を受ける建築物及び居室等
 - 内装制限を受ける箇所
 - 天井の脱落防止措置
- 防火地域
 - 防火地域内の建築物
 - 防火地域内の看板等
 - 防火地域、準防火地域の共通の制限
 - 既存不適格建築物に対する制限の緩和 など

すばやく探せる！ 本書の便利な利用法

1 キーワードを五十音順に配列！

じゅんたいかけん

準耐火建築物

建基2九の三

準耐火建築物は、建築基準法2条7号のニに「通常の火災による延焼を抑制する」ことが必要であり、火災により構造体か一定時間損傷等しないようにすることで、建物の内外で発生した火災の想定時間中（45分又は60分間）に、部材が座屈することなどにより建物が崩壊することがないようにしなければなりません。

■準耐火建築物の種類

建基2九の三

準耐火建築物は、耐火建築物以外の建築物で、次のいずれかに該当し、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に建築基準法2条9号の2ロに規定する防火設備を有するものをいいます。

CHECK

☑	準耐火建築物の種類
<input type="checkbox"/>	① イ準耐といわれているもので、主要構造部を準耐火のもの
<input type="checkbox"/>	② イ準耐1といわれているもので、主要構造部を延焼の火熱に1時間以上耐えるもの
<input type="checkbox"/>	③ イ準耐2といわれているもので、主要構造部を延焼の火熱に45分間以上耐えるもの（屋根（軒裏を除く）30分以上）
<input type="checkbox"/>	④ ロ準耐といわれているもので、①に掲げる建築物にあって、①に掲げるものと同等の準耐火性能を有する主要構造部の防火の措置その他の事項について下掲の技術的基準に適合するもの
<input type="checkbox"/>	⑤ ロ準耐1といわれているもので、外壁を耐火構造の屋根の構造が建築基準法22条1項に規定する構造で、屋根の延焼のおそれのある部分の構造が、屋内にある通常の火災による火熱が加えられた場合に、加算間屋外に火災を出す原因となる亀裂その他の損傷を

— 401 —

3 確認事項を漏れなくチェック！

CHECK

☑	イ準耐1 建築物の基準	条 項
<input type="checkbox"/>	イ準耐1の基準は、①かつ②に該当しなければならない。	
<input type="checkbox"/>	① 主要構造部を準耐火構造	建基2九の三イ
<input type="checkbox"/>	② 主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、次に定める基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限り	建基令129の2の3①ーロ
<input type="checkbox"/>	③ 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること	建基令129の2の3①ーロ(1)

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1時間
柱		1時間

2 関連する事項をまとめて掲載。ワンストップで確認！

4 実務上の留意点等を解説！

じゅんたいかけん

<input type="checkbox"/>	なる亀裂その他の損傷を生じないものであること	建基令109の5四
<input type="checkbox"/>	⑥ 壁等が、通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火災による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものであること	建基令109の5五

memo.1 ②の火災継続予測時間は、建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいいます（建基令109の5一）。なお、建築基準法施行令108条の3で規定されている耐火性能検証法に用いられる「当該建築物の屋内において発生が予測される火災の継続時間」とは異なります。

memo.2 ②③においては、「壁等の構造方法を定める件」（平27・2・23国交告250）で構造方法が規定されています。

■準耐火建築物とすべき特殊建築物

建基27

建築基準法別表1で対象となる用途、規模が規定されている特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが地上までの避難を終了するまでの間、通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するものとし、かつ、外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものに防火設備を設けなければなりません。平成26年法律第54号にて、建築基準法の一部が改正され耐火建築物とすべき特殊建築物も改正されています。

CHECK

☑	準耐火建築物としなければならない特殊建築物	条 項
<input type="checkbox"/>	① ⑧から⑩のいずれかに該当する特殊建築物は、②かつ⑤の基準に適合しなければならない	建基27①
<input type="checkbox"/>	② 主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して③又は④のいずれかに掲げる技術的基準に適合するも	

— 411 —

組見本 (B5判縮小)

五十音索引を手がかりに検索する。

- 巻末にある「五十音索引」の一部より
- 【し】
- 市街地再開発事業
 - 敷地に関する調査
 - 敷地の衛生及び安全
 - 敷地面積
 - 資金計画 (長期優良住宅)
 - 地震力
 - 自然換気設備
 - シックハウス対策
 - 指定建築材料
 - 指定建築材料の区分に応じた日本工業規格 (JIS) 又は日本農林規格 (JAS)
 - 指定建築材料の種類
 - 指定建築材料の品質
 - 指定容積率
 - 私道の変更、廃止
 - 地盤
 - 遮炎性 (準耐火構造)
 - 遮熱性 (耐火構造)
 - 遮熱性 (準耐火構造)
 - 遮熱性 (耐火構造)
 - 遮熱性 (防火構造)
 - 集材等建築物の耐震計算
 - 住宅及び老人ホーム等の地下の容積率緩和
 - 住宅瑕疵担保責任保険
 - 住宅瑕疵担保履行法
 - 住宅性能評価
 - 住宅性能表示制度
 - 住宅に係る表示すべき事項 (住宅性能表示制度)
 - 住宅の規模が一定以上であることの基準 (長期優良住宅)
 - 住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの措置 (長期優良住宅)
 - 住宅用火災報知器
 - 住宅用防火機器
 - 重複距離の制限 (直通階段)
 - 重要文化財等建築物 (法の適用の除外)
 - 準景観地区
 - 準耐火建築物
 - 準耐火建築物とすべき特殊建築物
 - 準耐火建築物の基準
 - 準耐火構造
 - 準耐火構造の構造方法
 - 準耐火性能の技術的基準 (遮炎性)
 - 準耐火性能の技術的基準 (遮熱性)
 - 準耐火性能の技術的基準 (非損傷性)
 - 準不燃材料
 - 準防火地域
 - 準防火地域内で建築可能な木造建築物等
 - 準防火地域内の建築物
 - 省エネルギー対策の基準 (長期優良住宅)
 - 浄化槽
 - 昇降機
 - 昇降機手続
 - 消防長等の同意
 - 消防法
 - 消防法と建築基準法の関連 など
- 【す】
- 水平震度法 (特定天井)
- 【せ】
- 積載荷重
 - 積雪荷重
 - 設計住宅性能評価
 - 絶対高さ
 - 接道義務
 - 接道義務の緩和
 - 接道義務の原則
 - 接道義務の適用除外 など

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。